

報道関係者各位

令和 8 年 7 月 27 日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長 高島 洋平

主任中央需給調整事業指導官 近藤 麻生子

副主任中央需給調整事業指導官 河村 智

(代表電話) 03(5253) 1111 (内線 5335, 5324)

(直通電話) 03(3502) 5227

労働者派遣事業の許可を取り消しました

厚生労働省は、令和 8 年 7 月 27 日付けで、下記の派遣元事業主の労働者派遣事業の許可を取り消しました。詳細は以下のとおりです。

1 労働者派遣事業の許可の取消しを行った派遣元事業主

名 称 X e r o t t a 株式会社
代表者職氏名 代表取締役 内匠屋 勇樹
所 在 地 東京都港区東麻布一丁目 3 番 8 号
T o w e r F r o n t 神谷町 8 階
許 可 年 月 日 令和 5 年 11 月 1 日
許 可 番 号 派 13-316962

2 処分内容

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 14 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 8 年 7 月 27 日をもって、労働者派遣事業の許可を取り消す。

3 処分理由

- ① 労働者派遣法第 23 条第 3 項において、関係派遣先派遣割合報告書を提出しなければならないとされているにもかかわらず、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）第 17 条の 2 に規定する提出期限を経過してもこれを提出することなく、
- ② これに対する労働者派遣法第 48 条第 1 項に基づく指導に従うことなく、
- ③ また、同条第 3 項に基づく指示を行ったにもかかわらず、関係派遣先派遣割合報告書を提出することなく、

労働者派遣法第 23 条第 3 項の規定に違反したことから、労働者派遣法第 14 条第 1 項第 4 号に該当し、許可の取消しが相当であると判断したため。

※ 労働者派遣法の関係条文は別添をご参照ください。

別添

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）

（労働者派遣事業の許可）

第五条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2～5 （略）

（許可の取消し等）

第十四条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一～三 （略）

四 第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反したとき。

2 （略）

（事業報告等）

第二十三条

2 （略）

3 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4・5 （略）

（指導及び助言等）

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律（前章第四節の規定を除く。第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項において同じ。）の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供者を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 （略）

3 厚生労働大臣は、第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反した派遣元事業主に対し、第一項の規定による指導又は助言をした場合において、当該派遣元事業主がなお第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定より読み替えて適用する同条第一項の規定に違反したときは、当該派遣元事業主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則
(昭和 61 年労働省令第 20 号) (抄)

(関係派遣先への派遣割合の報告)

第十七条の二 法第二十三条第三項の規定による報告は、毎事業年度経過後三月が経過する日までに、当該事業年度に係る関係派遣先派遣割合報告書(様式第十二号の二)を厚生労働大臣に提出することにより行わなければならない。